

土木設計業務等変更ガイドライン

平成27年11月

独立行政法人水資源機構

目 次

I. はじめに	5
II. 土木設計業務等の変更の対象とならないケース	7
III. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース	8
IV. 土木設計業務等の変更の手続きフロー	15
V. 参考資料	17

I. はじめに

(1) 土木設計業務等の特性

○土木設計業務等は、自然条件及び地元・関係機関との協議等のプロセスを経て、多岐にわたる専門分野の成果物を作成するものである。

※「土木設計業務等」とは、測量業務、地質調査業務、土木設計業務及び土木調査・計画業務をいう。

(2) 発注者・受注者の留意事項

発注者は

○発注者は、年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避けること等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務時期等の平準化を図る。

また、年度内に適正な履行期間を確保できない場合には、繰越（翌債）の適切な運用を行う。

○発注者は、関係機関への手続の遅延、関連する他の業務の遅延など、当初契約時に予見できない事態に備え、その前提条件を明示し、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答をいう。以下同じ。）の変更の円滑化を図る必要がある。

○発注者は、必要な業務の条件（必要に応じて維持管理に係る条件を含めるものとする。）を明示した仕様書等を適切に作成するとともに、基本的な計画条件、関係機関との調整実施の確認等を条件明示する。

受注者は

- 受注者は、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義が生じた場合には、質問をすることが重要である。
- 受注者は、業務中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し業務を進めることが重要である。

受発注者は

- 受発注者は、業務の履行に必要な設計条件等について、確認を行う。
- 受発注者は、業務管理スケジュール表等による業務工程の共有や速やかかつ適切な回答に努めることが重要である。
- 受発注者は、現地踏査等で前提条件等が異なる場合には、必要に応じて、設計図書の変更を行う。

Ⅱ. 土木設計業務等の変更の対象とならないケース

【基本事項】

◆下記のような場合においては、原則として契約書第 24 条及び第 25 条の変更ができない。
ただし、契約書第 26 条（臨機の措置）の場合はこの限りではない。

- 1 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合。
- 2 発注者と「協議」をしているが、協議の回答等がない時点で業務を実施した場合。
注）発注者はワンデーレスポンスを基本とし、受注者への回答の遅れがトラブルとならないよう留意すること。
- 3 土木設計業務等委託契約書・設計業務等共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合。
(契約書第 18 条～24 条、共通仕様書共通編第 1 章第 21 節～第 24 節)
- 4 正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合。

Ⅲ. 土木設計業務等の変更の対象となり得るケース

【基本事項】

◆下記のような場合においては、設計図書の変更が可能である。

- 1 当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続の遅延など、受注者の責に帰さない事項が確認された場合
- 2 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手できない場合
- 3 所定の手続（契約書第 18 条～第 25 条、共通仕様書第 1 章第 21 条～第 24 条）を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合
- 4 設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合（改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象）
- 5 受注者の責によらない履行期間の延期・短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合

【留意事項】

◆設計図書の変更・指示にあたっては下記の事項に留意する。

- 1 受・発注者は、当初契約の考え方や設計条件を再確認して、設計図書の変更「協議」にあたる。
- 2 受・発注者は、当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更は書面で行う。
※「協議」、「指示」の結果として、軽微なものは金額や履行期間の変更を行わない場合もある。
- 3 設計図書の変更の手続は、その必要が生じた都度、受・発注者は遅滞なく行うものとする。
- 4 技術提案の内容が設計図書に反映された場合は、その内容の確認を行うこと。（プロポーザル方式の場合）

(1) 設計図書に誤り又は脱漏がある場合の手続き

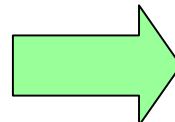
<変更の対象となり得るケース> (契約書第 18 条第 1 項第二号)

○受注者は、設計図書が誤っていると思われる点を発見した場合、発注者に確認すべきであり、それが誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。

受注者は、設計図書の誤謬又は脱漏を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。

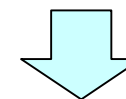
受注者

契約書第 18 条 (条件変更等) 第 1 項第二号」に基づき、その旨を直ちに発注者に通知



発注者

発注者は、契約書第 18 条第 4 項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正又は変更



受注者及び発注者は契約書第 24 条、第 25 条に基づき、「協議」により履行期間及び請負代金額を定める

- (事例)
- ア. 貸与された資料を確認したところ公示されている数量に誤りがあった。
 - イ. 必要な工種の設計について、特記仕様書に明示がなかった。
 - ウ. 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるに必要な関係機関協議資料に関する条件明示がなかった。 等

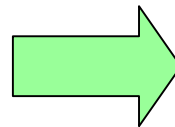
(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

<変更の対象となり得るケース> (契約書第 18 条第 1 項第三号)

○設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務遂行にあたってどのように設計してよいか判断がつかない場合などのことである。
受注者は、設計図書の表示が明確でない場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。

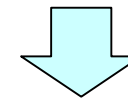
受注者

「契約書第 18 条 (条件変更等) 第 1 項第三号」に基づき、条件明示が不明確な旨を直ちに監督員に通知



発注者

発注者は、契約書第 18 条第 4 項、第 5 項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正又は変更 (当初積算の考え方に基づく条件明示)



受注者及び発注者は契約書第 24 条、第 25 条に基づき、「協議」により履行期間及び請負代金額を定める

- (事例)
- ア. 同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが貸与時期が明記されていない。
 - イ. 設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確であった。
 - ウ. 既設計で記載されているはずの座標値が設計図に未記入だった。
 - エ. 関連する他の業務等との業務範囲が明確ではない。 等

(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続き

<設計変更可能なケース> (契約書第 18 条第 1 項第四号)

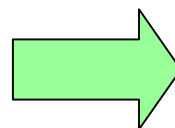
○自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。

受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。

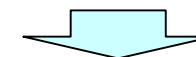
受注者

発注者

「契約書第 18 条 (条件変更等) 第 1 項第四号」に基づき、自然又は人為的な履行条件が実際と相違する旨を直ちに発注者に通知



発注者は契約書第 18 条第 4 項に基づき、必要に応じて設計図書を訂正又は変更



受注者及び発注者は契約書第 24 条、第 25 条に基づき、「協議」により履行期間及び請負代金額を定める

- (事例)
- ア. 現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討すべき項目が増えた。
 - イ. 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要があった。
 - ウ. 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。
 - エ. 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、土木設計業務等の続行ができなかった。
 - オ. 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、土木設計業務等の続行ができなかった。
 - カ. 土木設計業務等を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になった。
 - キ. その他、新たな制約等が発生した場合。 等

(4) 業務中止の場合の手続き

<設計変更可能なケース> (契約書第 20 条)

○第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等の受注者の責に帰さない事由により、業務を行うことができないと認められる場合があげられる（現場調査業務を委託し、契約書に規定されている場合に限る）。この場合には、発注者は、業務の全部又は一部を中止させなければならない。

受注者

発注者

天災等のため、受注者が業務を行うことができない（受注者からの発議も可）

「契約書第 20 条（業務の中止）第 1 項」により、発注者は業務の全部又は一部を一時中止させなければならない

発注者より、一時中止の指示（契約上一時中止をかけることは発注者の義務）

履行期間の変更については、発注者と発注者が協議して定める。【契約書第 24 条】

- (事例)
- ア. 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
 - イ. 環境問題等の発生により土木設計業務等の続行が不適當又は不可能となった。
 - ウ. 天災等により土木設計業務等の対象箇所の状態が変動した又は受注者側若しくは発注者側が非常体制を取らざるを得ない状況が発生し、業務の続行が不適當又は不可能となった。 等

(5) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続き

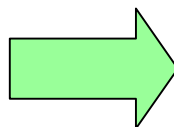
<設計変更可能なケース> (契約書第 22 条、共通仕様書第 1 章第 23 条)

○受注者の責めに帰することができない事由(第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等)により、履行期間内に業務を完了することができない場合があげられる。
受注者は、必要な場合には、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し必要に応じて履行期間の延長を行う。

受注者

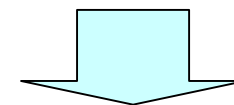
「契約書第 22 条 (受注者の請求による履行期間の延長) 第 1 項」に基づき

- ・ 履行期間の延長理由
- ・ 必要とする延長日数の算定根拠
- ・ 変更工程表 等を提出



発注者

発注者は契約書第 22 条第 2 項に基づき、必要に応じて履行期間の変更



履行期間の変更については、発注者と発注者が協議して定める。【契約書第 24 条】

- (事例)
- ア. 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
 - イ. 天災等により業務の履行に支障が生じた。 等

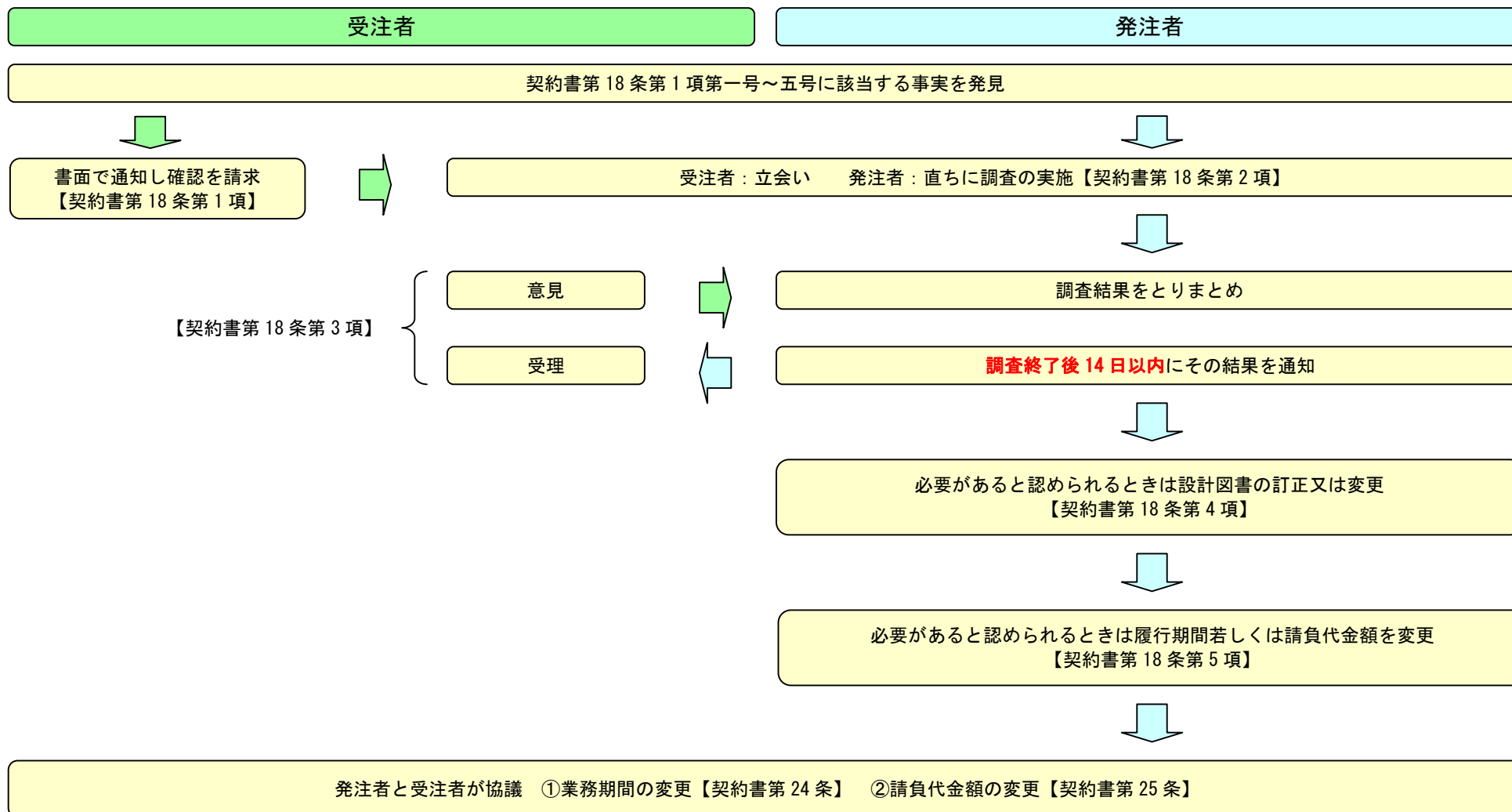
(6) 「設計図書の点検」の範囲をこえるもの

<設計変更可能なケース> (共通仕様書第5条)

○受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業を実施する場合があげられる。

- (事例)
- ア. 提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合
 - イ. 詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合
 - ウ. 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合

IV. 設計変更手続きフロー



V 參考資料

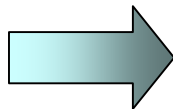
目次 ～参考資料～

1	土木設計業務等変更ガイドラインの位置づけ	21
2	設計業務等請負契約書	22
	◆条件変更等（契約書第18条）	
	◆設計図書等の変更（契約書第19条）	
	◆業務の中止（契約書第20条）	
	◆業務に係る受注者の提案（契約書第21条）	
	◆受注者の請求による履行期間の延長（契約書第22条）	
	◆発注者の請求による履行期間の短縮等（契約書第23条）	
	◆履行期間の変更方法（契約書第24条）	
	◆請負代金の変更方法等（契約書第25条）	
	◆臨機の措置（契約書第26条）	

1. 土木設計業務等変更ガイドラインの位置づけ

◆運用の徹底を図るため特記仕様書に記載し、契約の一事項として扱うこととした。

変更基準の明確化



「土木設計業務等変更ガイドライン」の運用徹底
特記仕様書に明記し適用の義務化

特記仕様書

〇〇条

設計変更等については、設計業務等契約書及び設計業務等共通仕様書に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木設計業務等変更ガイドライン（平成27年11月）」（独立行政法人水資源機構）による。

2. 設計業務等請負契約書（抜粋）

（条件変更等）

- 第18条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - 五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第21条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第20条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第21条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は請負代金額を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第22条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第24条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。